

**伊東市立門野中学校共同調理場
給食調理等業務受託者募集要項**

**令和8年4月7日
伊東市**

目 次

1	目的	1
2	募集要項等の定義	1
3	募集の概要	1
4	事業の概要	2
5	事業期間	3
6	応募に関する事項	3
(1)	スケジュール	3
(2)	資格要件	4
(3)	参加制限	4
(4)	応募手続	
ア	募集要項等の公表	5
イ	現地説明会	6
ウ	参加意思表明書及び参加資格証明書類受付	6
エ	質問の受付及び回答	7
オ	提案書等関係書類の提出	8
カ	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	9
キ	審査結果通知	10
ク	優先交渉権者との協議	10
(5)	選考手続等に関する担当窓口	10
7	応募に関する留意事項	10
8	提案書の審査及び優先交渉権者の選考	11
9	業務委託契約及び委託料	12
10	業務の継続が困難となった場合の措置	14

1 目的

門野中学校共同調理場の調理・運搬・配膳・洗浄業務（以下「本委託業務」という。）の委託事業者を募集します。

民間委託により実施している門野中学校の学校給食運営は、令和2年2学期から池小学校との親子方式として運営しております。

この事業者の選考に当たっては、安全・安心な学校給食の安定的供給を確保する観点から、確かな調理従事体制や研修体制等が確立できることが重要であることから、プロポーザル方式により、受託者の選考を行うものです。

2 募集要項等の定義

この募集要項は、本委託業務の受託者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。本募集要項に併せて配付する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を「募集要項等」と定義します。

- [資 料]
- 様式集（募集要項）
 - 仕様書（別添資料①・②・③を含む。）
 - 仕様書別冊「衛生管理及び作業基準」

3 募集の概要

(1) 受託者の選考方法

提案書類の内容を伊東市立門野中学校共同調理場給食調理等業務民間委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査基準に基づき審査判定するプロポーザル方式を採用して、優先交渉権者を選考します。

(2) プロポーザルの方法

指名型プロポーザル

※ 本募集要項の施行日時点で伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和60年伊東市告示第92号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、営業種目「3N01 給食業務」の登録業者を指名します。

(3) プロポーザル参加報酬

無償

(4) 契約の締結

市は、優先交渉権者と協議を行い、協議成立後、契約を締結します。

(5) 次点の応募者との交渉

優先交渉権者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は次点の応募者と協議を行います。

4 事業の概要

(1) 事業の名称

伊東市立門野中学校共同調理場給食調理等業務委託事業

(2) 運営概要

配缶	クラス別食缶方式によるコンテナでの運搬	
献立	原則 1 種類	
	調理校 (親)	受配校 (子)
導入校 (所在地)	伊東市立門野中学校	伊東市立池小学校
	伊東市鎌田 1281 番地の 63	伊東市池 477 番地の 2
建物	給食棟	1 階ランチルーム
調理場の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年 8 月建築 ・ウェット方式 (ドライ運用) 	
給食実日数	年間 ※ ¹ 183 日	年間 ※ ¹ 183 日
児童生徒数	※ ² 190 人	※ ² 42 人
学級数	※ ² 3 学年 6 学級	※ ² 6 学年 5 学級
給食時間	12 : 20 ~ 12 : 55	12 : 15 ~ 12 : 55
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・米飯は自校炊飯となります。(回転釜及び炊飯釜使用) ・アレルギー対応は特定原材料 8 品物の除去食、持参児童生徒の専用トレー等の提供をします。 ・給食時間等は、上記を基本としながら、各学校長の指示した時間での対応をお願いします。 ・検食は、児童生徒の喫食前 30 分にできるように設定してください。 ・食材の納品は前日の午後 4 時頃又は当日の朝の納品となりますので検収及び記録をお願いします。 	

※¹ 令和 8 年度の予定日数 ※³ 令和 7 年度の給食時間 (変更することがあります)

※² 令和 7 年 5 月 19 日時点での令和 8 年度予定数

(3) 主な業務内容（詳細は、別添「仕様書」のとおり）

- ア 調理業務（検収業務、食品保管業務を含む。）
- イ 配缶及び配送、配膳業務
- ウ 食器具等の洗浄・消毒・保管業務
- エ 施設設備の清掃及び日常点検業務（長期休業中の清掃・点検を含む。）
- オ 残菜及び厨芥の処理業務
- カ 牛乳パックの洗浄及び乾燥処理業務
- キ その他上記各業務に附帯する業務

※ 本委託業務に含まない（市が行う）主な業務は、以下のとおりとする。

- ア 献立作成業務
- イ 食材調達業務
- ウ 広報業務（見学者対応を含む。）
- エ 給食費徴収管理業務
- オ 食数調整業務

5 事業期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間とします。

なお、契約日から令和8年7月31日（事業開始の前日）までの受託準備に必要な経費については受託者の負担とします。

※ この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解約することがあります。

6 応募に関する事項

(1) スケジュール

ア	募集要項等の公表	令和8年4月7日(火)
イ	質疑受付	令和8年4月7日(火)～5月11日(月)
ウ	参加意思表明書及び参加資格証明書類受付期限	令和8年5月11日(月)
エ	提案書類等の受付期限	令和8年5月18日(月)
オ	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年6月4日(木)

カ	審査結果の通知	令和 8 年 6 月下旬
---	---------	--------------

※ ただし、窓口対応時間は、上記期間のうち土日祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(2) 資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次の要件を満たさなければなりません。

- ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童・生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者
- イ 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有している者
- ウ 応募時点で過去3年間において当市又は他市町村（都道府県を含む。）の発注する学校給食調理業務の受託実績がある法人であること。ただし、地元企業育成の観点から、伊東市内に本社を置く法人である場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく業務実績を3年以上有していることを要件とし、学校給食調理業務の受託実績は無くても良い。
- エ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入している者
- オ 緊急時等に、即時に適切に指示できる人員を、本社、支社、営業所及び事業所等に配置すること。
- カ 契約締結時点でイ、ウの前段及びエの要件を満たす履行保証人を確保し、そのことが確認できる書類を添えて市に届け出ること。
- キ 募集要項等に関する説明会に出席していること。
- ク 地域における雇用機会の創出を図るため、地元雇用について配慮すること。

(3) 参加制限

次に掲げる事業者はプロポーザルに参加できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 国、公社、公団及び伊東市を含む地方公共団体において、指名停止措置を

受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てが行われた者

エ 納付すべき国税及び地方税を滞納している者

オ 過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。

カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して3年を経過していない者

キ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者

(ア) 選考委員会の委員

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者

以上の要件の確認基準日は、参加意思表明書提出日とします。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格要件を欠くことになった場合には、失格とします。

(4) 応募手続

ア 募集要項等の公表

(ア) 公表方法

募集要項等の資料は、伊東市ホームページの下記URL又は2次元コードからダウンロードすることができます。

URL

https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kyoikusomuka/kosodate_kyoiku/1/2/2/14175.html

2次元コード



(イ) 公表資料

- ・ 募集要項
- ・ 様式集（募集要項）
- ・ 仕様書（別添資料を含む。）

イ 現地説明会

現地説明会を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第1号）にて令和8年4月17日（金）までに申し出てください。

ウ 参加意思表明書及び参加資格証明書類受付

- (ア) 受付期限：令和8年5月11日（月）まで
(イ) 提出方法：直接持参、郵送又は宅配とする。

なお、直接持参の場合は、事前に事務局まで電話連絡を入れることとし、郵送又は宅配による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までに必着のこと。

(ウ) 提出書類：

①参加意思表明書（参加資格審査）及び関係書類（様式第2号～第5-2号）

②会社の概要（様式第5-1号及び様式第5-2号添付資料）

ア 会社の沿革及び組織の分かる書類PR用パンフレット

イ 決算書等（直近の決算）（貸借対照表、損益計算書等）

ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

（写しでも可。ただし、応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたものに限る。）

③製造物責任（PL）法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることを証する書類

④過去3年以内に食品衛生法に規定する営業停止の処分を受けた場合、

その状況及びその原因並びに対応内容報告書（任意様式）

- ⑤学校給食調理業務の受託実績の無い者が、6(2)ウのただし書により参加する場合は、参加の動機、実績が無くても運営可能と判断する理由等に関する説明書（任意様式）

(エ) 無効となる応募書類：

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
③虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 応募書類詳細：

A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「伊東市立門野中学校共同調理場調理等業務参加表明書（参加資格審査）関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第2号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。

原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

(カ) 提出部数：製本3部（正本1部・副本2部）

(キ) 留意事項：公的機関が発行する証明書については、発行日が提出日の3か月以内のもの

(ク) その他：提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

エ 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に対する質問は、次により受け付けます。口頭による質問は受け付けません。

(ア) 受付期間：令和8年4月7日(火)から5月11日(月)まで

(イ) 提出方法：「質問書」（様式第6号）を電子メールにて提出

- ・教育総務課共通のメールアドレスを使用している関係上、他者による開封を避けるため、電子メールのタイトルに【給食プロポーザル：質問（参加者名）】と付すなど、内容が分かるように送信してください。
- ・電子メール送信後に事務局まで送信の確認電話をしてください。

(ウ)回答方法：質問書提出者及び説明会参加者に電子メールで送信します。

なお、質問書への回答は、本募集要項等の追加又は修正とみなします。

オ 提案書等関係書類の提出

参加意思表明書及び参加資格証明書類を提出した事業者は、次のとおり提案書類を提出してください。

(ア) 受付期限：令和8年5月18日(月)まで

(イ) 提出方法：直接持参、郵送又は宅配とします。

なお、直接持参の場合は、事前に事務局まで電話連絡を入れることとし、郵送又は宅配による提出の場合は、期限の日の17時15分までに必着のこと。

(ウ) 提出する提案書等関係書類：

- ①提案書等関係書類提出書（様式第8号）
- ②提案書等（様式第9号から様式第16号まで）
- ③見積書・見積内訳書（様式第17号及び第18号）

(エ) 見積書・見積内訳書

- ①仕様書、提案書等関係書類に基づき作成すること。
- ②見積金額は年度毎とし、その金額は、募集要項12ページに記載のある各年度の上限度（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内であること。
- ③年度毎の見積内訳書（様式第18号）を添付すること。
- ④見積書（様式第17号）には、会社印及び代表者印を押印すること。

(オ) 無効となる書類

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④履行不可能な内容が記載されているもの
- ⑤複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの
- ⑥見積上限金額を超える場合、又は異常に少額であるなど、本業務の適正な履行に支障があると判断されるもの

- (カ) 提案書等関係書類詳細：A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「伊東市立門野中学校給食調理等業務提案書関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第8号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
- (キ) 提出部数：製本14部（正本1部・副本13部）
- (ク) その他：提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等関係書類で参加資格を満たしていることが確認できた事業者にプレゼンテーション及びヒアリングへの参加通知書を電子メール等により通知します。

(ア) 実施方法：

- ①審査は、8(3)の選考基準を基に選考委員会で決定した採点表に基づき、プレゼンテーション並びにヒアリング審査を実施します。
- ②優先交渉権者は、選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の合計得点が最も高い優良参加資格事業者とします。
- ③優先交渉権者が複数存在する場合は、選考委員会の決定によります。
- ④優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い優良参加資格事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した優良参加資格事業者と契約を締結します。ただし、選考委員会が適切でない優良参加資格事業者と判断した場合は、この限りではありません。
- ⑤優良参加資格事業者が1者の場合でも審査を行い、選考委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とします。

(イ) 開催時期：令和8年6月4日（木）

※予定時間・場所等詳細は別途通知

- (ウ) 準備物：プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。（スクリーンは事務局で準備します。）
- (エ) 出席者：3人までとします。うち、業務責任者として配置予定の者は必ず出席してください。

(オ) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番：

提案書等関係書類の受付順とします。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処します。

キ 審査結果通知

審査結果は文書により通知します。（令和8年6月下旬予定）

ク 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と細目協議を行います。（令和8年6月下旬予定）

優先交渉権者は、市との優先交渉権を有しますが、協議の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は次点の応募者と協議を行います。

(5) 選考手続等に関する担当窓口

この募集要項に記載されている各種の手続、連絡先、提出先等については、次のとおりとします。

伊東市教育委員会 教育総務課 教育政策係
〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号
電話 0557-32-1912 F A X 0557-37-8117
E-mail kyouiku@city.ito.shizuoka.jp

7 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加意思表明書の提出をもって、本募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として応募者に帰属します。また、市は、参加者に無断で本委託業務の受託者選考以外の目的に使用しません。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため公開する場合があります。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類は、追加、変更及び差替えできないものとし、理由の如何に

関わらず返却しません。

8 提案書の審査及び優先交渉権者の選考

(1) 審査の方法

優先交渉権者の選考方法は、提案書、プレゼンテーション・ヒアリング、見積価格を定量化した合計点数をもとに総合評価で優先交渉権者を選考します。

(2) 審査体制

審査を行うに当たり、学識経験者を含めた選考委員会を組織し、優先交渉権者の選考を行います。選考委員の構成は、以下のとおりとします。

1	教育部長	5	調理員代表
2	学校代表	6	教育指導課長
3	P T A代表		
4	栄養士代表		

(3) 伊東市立門野中学校共同調理場給食調理等業務委託業者選考基準

審査は次の選考基準を基に、選考委員会で決定した採点表に基づき、提案書の内容を選考委員が審査します。

なお、当該採点表は審査開始以降の変更はいたしません。

評価項目		評価の視点	
1	学校給食に対する基本的な考え方	学校給食に対する事業者の基本的な考え方や事業者が関与することが可能な提案及び手作り給食の提供に対する考え方や提案を評価	
2	危機管理	(1) 業務における危機管理	学校給食調理等業務における危害分析（HACCP）ができ、緊急時迅速な対応が取れるかを評価
		(2) 業務における事故防止対策	食中毒、異物混入等の事故に対する具体的防止策を評価
		(3) アレルギーに関する考え方	伊東市の学校給食における食物アレルギー対応方針に対する理解と当該方針に沿った対応に関する提案を評価
3	衛生管理	(1) 衛生管理体制	「学校給食衛生管理基準」のほか、事業者が有している独自の衛生管理体制を評価
		(2) 衛生検査	学校給食調理等業務に従事する際に使用する調理設備・機械及び用具並びに従事者の健康管理も含め、衛生検査に関する実施内容を評価

4	業務実施体制	(1) 業務実施体制	安全安心な学校給食づくりのため、当該施設における業務実施体制の考え方を評価
		(2) 業務従事者等の教育	調理従事者等の技能向上に対する実践教育や衛生教育その他の教育についてのノウハウを併せて評価
		(3) 従事者定着の方策	従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用させるための工夫ができていないかを評価
5	業務の円滑な運営	調理室手配表を参考に作成された調理場における作業工程表及び作業動線図の内容を評価	
6	配送・配膳業務体制	安全かつ効率的な配送計画や池小学校での配膳体制計画の提案を評価	
7	経営状況と業務実績	会社の経歴、経営状況及び業務実績を評価	
8	見積額	適正な価格の下、見積額が算定されているかを評価	

9 業務委託契約及び委託料

(1) 予定価格

90,000,000円（消費税込み）

各年度の上限額	令和8年度	20,000,000円
	令和9年度	30,000,000円
	令和10年度	30,000,000円
	令和11年度	10,000,000円
	計	90,000,000円

※令和9・10・11年度の債務負担行為として設定

※消費税及び地方消費税（10%）相当額を含む。

※契約日から令和8年7月31日（事業開始の前日）までは、準備期間中とし、業務委託料は発生しない。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 履行確認等

受託者は、8月を含む各月の業務終了後、当該月の業務完了報告書を所定の期日までに市に提出し、業務が適正に履行されていることを確認します。

(4) 委託料の支払

受託者は、市の確認を受けた後、各年度の支払予定額の1/2分の1（令和8年度については8分の1、令和11年度については4分の1）に相当する額の委託料を請求するものとします。

市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとします。ただし、各月の委託料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て、切り捨てた額の合計の額は毎年度最終の請求における請求額に加えるものとします。

(5) リスク分担方針

契約締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託者の事業放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更等	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
備品等貸与品損傷リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	契約仕様に不適合		○
需要変動リスク※	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

※需要変動リスクにおいて、給食数の日々の変動に伴う勤務調整等は受託者の負担

とする。

(6) 関係法令等の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、次の法令等を遵守しなければなりません。
なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

- ア 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- イ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ウ 労働基準法等の労働関係法令
- エ 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）
- オ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- カ 労働基準法等の労働関係法令
- キ その他関係法令等

10 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

ア 受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及びその実施を求めることができます。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

イ 市は、受託者が本委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託業務の実施を求めることができます。

ウ 履行保証人は、前項の規定による本委託業務の実施の請求があったときは、受託者に代わって本委託業務を実施しなければなりません。

(2) 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときには、受託者は契約を解除できるものとし、受託者は市に対し損害賠償を請求できるものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力又は市及び受託者の責めに帰すことができない事由により、業務の

継続が困難となった場合は、市と受託者は業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は契約を解除できるものとします。